



# 青森県報

第十九百三十号

平成十三年十月五日（金曜日）

青森県知事 木村守男

目次

○保安林の指定解除予定

(林政課) : 一

- 一 解除予定保安林の所在場所  
西津軽郡森田村大字大館字八重菊二四の二二三三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 風害の防備

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出 ..... (経営振興課) : 一
- 県営土地改良事業計画変更の決定 ..... (農村整備課) : 二

出先機関

- 土地改良事業の工事の完了 ..... (東地方農林水産事務所) : 三

公 告

(生活安全企画課) : 三

- 型式の検定適合遊技機

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月五日

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年十月五日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファル三戸店

三戸郡三戸町大字六日町四五の一  
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ファル

岩手県盛岡市北松園四の二の一  
代表取締役 中野省三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ファル

岩手県盛岡市北松園四の二の一

代表取締役 中野省三

有限公司松伝商店

三戸郡三戸町大字八日町四〇  
代表取締役 松尾道郎

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前		変 更 後	
	大規模施設店舗の小売店舗の運営方法に関する事項	大規模施設店舗の小売店舗の運営方法に関する事項	大規模施設店舗の小売店舗の運営方法に関する事項	大規模施設店舗の小売店舗の運営方法に関する事項
用車来客が駐車場を利用する時間ができる限り午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで
午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から午後十時三十分まで
"	平成一〇・一	平成一〇・一	年月日更	年月日更

五

届出年月日

平成十三年九月十九日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十三年十月五日から平成十四年一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、三戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年一月五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

#### 県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、長峰地区の県営土地改良事業農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月五日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書の写し

平成十三年十月九日から同年十一月五日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

**出先機関**

**土地改良事業の工事の完了**

奥内地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年十月五日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

一 県営土地改良事業の名称

排水対策特別事業

二 工事完了年月日

平成八年三月二十五日

**公安委員会**

**青森県公安委員会告示第五十三号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月五日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	C R あどべん隊 X 1	株式会社まさむら遊機
回胴式遊技機	C R バトルヒーロー伝説	株式会社大一商会
同 右	ナニワサクラフブキ	株式会社オリンピア
モボ・モガ	株式会社アクト技研	